

委員会提出議案第 1 号

八幡浜市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
標記規則を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 1 9 日提出

提出者 議会運営委員長 上 田 浩 志

記

八幡浜市議会会議規則の一部を改正する規則

八幡浜市議会会議規則（平成 1 7 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第 2 条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第 2 条 議員は、<u>事故のため</u></p> <p>____出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>且数を定めて</u></p> <p>____、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第 9 1 条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第 9 1 条 委員は、<u>事故のため</u></p> <p>____出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>且数を定めて</u></p> <p>____、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(請願書の記載事項等)</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p>

第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所

を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4・5 (略)

第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名

(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)

を記載し、請願者が押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3・4 (略)

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

八幡浜市議会議員の欠席の届出及び請願書の記載事項等について、所要の改正を行うため。